

請求省令附則第四条第二項による猶予届出書

本医療機関（薬局）は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」附則第四条第二項の規定()に基づき、附則第四条第二項の表中第一号又は第二号に掲げる保険医療機関・保険薬局に該当するため、下記のとおり届け出ます。

附則第四条第二項

次の に該当する病院若しくは診療所又は薬局において、 の日の3か月前の日までに、 又は に該当する旨を審査支払機関に届け出たものは、 の日までの間は、書面による請求を行うことができる。

レセプトコンピュータを使用している病院若しくは診療所又は薬局（電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を有しない病院若しくは診療所又は薬局に限り、かつ薬局にあっては、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における請求件数が1,200件以下に限る）

薬局は平成21年3月31日、 病院・診療所(歯科に係るものを除く)は平成22年6月30日、 病院・診療所(歯科に係るものに限る)は平成23年3月31日

附則第四条第二項表中第一号
自ら購入したレセプトコンピュータ（平成21年11月25日以前に購入）であり、購入した日から5年（保守管理契約（平成21年11月26日以降に延長されたものも含む。）を締結している場合はその契約の終了日）を経過した日が電子媒体又はオンライン請求への移行期限（*）以降である場合

附則第四条第二項表中第二号
レセプトコンピュータをリース契約（平成21年11月25日以前に締結したもの。同年11月26日以降に延長したものも含む。）したものであり、当該リース契約の終了の日が電子媒体又はオンライン請求への移行期限（*）以降である場合

猶予期間
購入した日（又はリース契約終了の日）の属する月の末日又は平成27年3月31日（薬局の場合は平成23年3月31日）のいずれか早い日

* 薬局は平成21年4月1日以降、 病院又は診療所（医科に限る）は平成22年7月1日以降、 病院又は診療所（歯科に限る）は平成23年4月1日以降

平成 年 月 日

住所

佐賀県国民健康保険団体連合会 御中

開設者

氏名

印

レセコン契約・区分	(購入 ・ リース) 契約		(医科病院・医科診療所・歯科病院・歯科診療所・薬局)			
医療機関（薬局）コード			電話番号			
保険医療機関（薬局）名			郵便番号			
保険医療機関（薬局）所在地						
保険薬局の場合、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における請求件数	件		(支払基金分)		件	
	件		(国保連合会分)		件	
レセコンを購入契約している場合、 購入年月日及び保守管理契約終了年月日	(購入年月日)		平成	年	月	日
	(保守管理契約終了年月日)		平成	年	月	日
レセコンをリース契約している場合、 レセコンのリース期間の始期及び終期	平成	年	月	日	~	年 月 日
レセコンのソフトメーカー名及びプログラム名称	(メ-カ-名)					
	(プログラム名称)					
備考						

受付印

【記入に当たっての説明】

- ア． 欄は、貴医療機関（薬局）のレセコンの契約形態及び該当する区分に 印を付けること。
- イ． から 欄は、保険医療機関届・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ウ． 欄は、貴薬局における当該期間の請求件数を記入すること。
また、当該件数の内訳（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に提出した件数）も記入。
- エ． 欄は、貴医療機関（薬局）において現在使用しているレセコンを購入した年月日及びそのレセコンの保守管理が終了する年月日を記入すること。
- オ． 欄は、貴医療機関（薬局）において現在使用しているレセコンのリース期間の始期及び終期の年月日を記入すること。
- カ． 欄は、ソフトメーカー名はレセコンのソフトメーカー名又はプログラムの作成者の氏名を記入し、プログラム名称はレセコンのソフトの名称及びシリーズ名を記入すること。

【添付書類の説明】

- ・レセコンを購入契約している保険医療機関又は保険薬局は、下記のア及びウの書類を必ず添付すること。
- ・レセコンをリース契約している保険医療機関又は保険薬局は、下記のイ及びウの書類を必ず添付すること。
- ・なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻させていただく場合があります。

ア．現在使用しているレセコンの購入年月日及び保守管理終了年月日を確認できる書類

イ．現在使用しているレセコンのリース期間の始期及び終期を確認できる書類

ウ．現在使用しているレセコンのソフトメーカー名又はプログラムの作成者の氏名、レセコンのソフトの名称及びシリーズ名を確認できる書類

【留意事項】

本届出書提出後、リース契約又は保守管理契約の延長を行った場合は、再度届出が必要となりますので、忘れずに届出させていただきますよう、よろしくお願いいたします。